

あさみどりの会 平成 29 年度事業計画

1. あさみどりの会の基本理念

心身に障害のある人とかかわりを通して、ボランティアの心を育み、すべての人々が共に良い人生を送れる社会づくりを行う。

2. 活動指針

①ボランティアの心を基調として活動する

法人設立の原点であるボランティア活動を事業の根幹として位置づけ、信頼関係に基づく人と人との関わりを最も大切に、共生共存の社会づくりを行う。

②福祉運動のパイオニアとして活動する

障害のある人にもない人にも真の人間福祉を実現するために、人間探求の研究・研修を深め、人間援助の理論・方法を開発すると共に、福祉の心を広げるための社会啓発を行う。

③支援の基本姿勢は利用者本位で行う

支援者は人間の尊厳を基調として、利用者の心に聞きながら、愛と自由と安心の暮らしを実現できるように支援する。

④事業は開放的に運営する

事業・財務・人事等の情報を常に開示し、利用者・職員・市民の主体的参加のもとに、公正・公平な事業運営を行う。

⑤障害者の地域生活を目標に支援を行う

早期発見・早期療育による発達支援を基本とし、どの人も成人したら地域でふつうに暮らせることを目標に、幼児期・学齢期から成人期へと、各ライフステージに応じて一貫した支援を行う。

⑥障害児・者の家族と共に活動する

障害児・者の安心と心の豊かさを支える最大の資源である家族の心の回復と養育力の育成を行い、子どもの未来を拓くための相互扶助体制づくりに共に取り組む。

⑦施設は地域福祉の拠点として機能する

施設は障害児・者の発達支援・自立支援を行うと共に、その地域生活や社会活動を支援し、行政等他の機関と連携して地域のさまざまなニーズに対応する福祉の拠点として機能する。

3. 運営方針

(1) あさみどりの会の基本理念に基づく社会啓発を行う

障害のある人もない人も共に良い人生を送れる社会づくりのために、機関誌「療育援助」の刊行、各種講演会、研修会、イベント、ホームページなどで社会に発信していくと共に、ボランティアの育成、施設の地域開放などにより社会との交流を深める。

(2) 幼児期から高齢期までライフサイクルに応じた一貫した支援を行う

心身に障害のある人が人間として幸せな生涯を全うできるようにするために、当法人が長年にわたって培ってきた理念のもと、幼児期から高齢期まで一人ひとりのライフサイクルに応じた一貫した支援を家族と事業所（支援者）が一体となって共に取り組むとともに家族のグループ育成を行い家族同志の互助機能を高め、公的支援のみでは支えきれない部分も補う総合的支援を充実させ、真の人間福祉の実現をはかる。

(3) 親亡き後の支援体制づくり

当法人の成人のサービス利用者の保護者の高齢化が進み、親亡き後のわが子の先行きに不安を抱えている保護者も多い。そこで保護者同士の互助機能の強化とそれを支援する体制を整えるとともに、特定非営利活動法人「蒼の会」と連携して成年後見の充実をはかる。

(4) グループホームの充実

障害のある人の生活の場の一つとして、利用者が安心して暮らし、家族も安心して託すことのできるよう、グループホームを当法人の中心的事業としてさらに充実させていくことが必要である。そのためには利用者にとって質の高い生活が保障されるとともに、支援者にとって働きがいのある楽しい職場にしていくために、最大限の配慮をしていかなければならない。

(5) 職員の資質の向上をはかる

各事業所における日々の実践を通して、職員一人ひとりの知識・技術の向上をはかり、事業に係る個別支援の会議・計画・記録等を着実に実施する。法人内の各種研修の充実をはかる。法人内各事業所間の経験交流や対外研修も含め、テーマをもって職員が主体的に研究・研修に取り組むことを奨励し費用の一部助成も行う。

(6) 事業経営の安定をはかる

障害児・者福祉制度の動きはめまぐるしく、事業経営にどう影響するかは不透明であるが、障害児・者福祉のパイオニアとしての自覚をもって、法人・事業所の役職員はもとより、関係者全員が制度の動向に柔軟に対応し、協力して経営の安定をはかることが必要である。

4. 組織強化

障害児者福祉制度がまだ流動的な状況の中で、法人は自律的経営体制の確立が求められ、法人としての地域における公益的な取組と各事業所間の密接な連携と助け合いがますます必要となってきた。そこで、法人本部機能の充実とともに、各会議・部会・委員会等の充実、情報伝達の徹底等、円滑な法人経営を行うための組織強化をはかる。

また、今年度より施行される社会福祉法人制度改革に伴い理事会は執行機関となり、「評議員選定委員会」により選任された評議員(会)が議決機関となって新たな組織体制でのスタートとなる。

(1) **理事会**…法人の業務執行に関する意思決定機関として中長期計画、各年度の事業計画及び予算の策定、業務執行の決定、理事の職務執行における監督、理事長・業務執行理事の選定解職など法人運営の執行責任を負う。

(2) **評議員会**…理事・監事の選任及び解任、貸借対照表・収支計算書・財産目録の承認、定款の変更及び財産の処分等の法人運営に関するルールや体制の決定と事後的な監督を行う。

(3) **施設長会**…理事会・評議員会の議決・承認事項に基づき、各事業の実施について協議を行う。併せて施設・事業所間の連携について協議・確認を行う。

(4) **施設長・主任会**…理事会・評議員会・施設長会における決定事項の具体的な実施について協議し、その結果を全職員に周知をはかる。また、各施設・事業所職員の意見を集約し、協議の場に反映するよう努める。

(5) **職種別部会**…同一職種の法人内における横断的な情報共有・協議・活動の場とする。

① **支援スタッフ部会**…各施設・事業所の直接処遇職員によって構成する。障害児・者の発達支援・自立支援にかかる情報・知識・技術を共有できるよう努める。具体的には各「委員会」での活動を主体とする。

② **共同生活援助事業所スタッフ部会**…グループホームスタッフによって構成する。法人全体のグループホーム利用者の生活の質を高めるために、各事業所間および各ホーム間の連絡を密にし、必要な情報・知識・技術を共有できるよう努める。毎月1回ホーム担当者会議を開催する。

③ **居宅介護・相談支援スタッフ部会**…居宅介護事業・相談支援事業等に関係するスタッフにより構成する。事業の展開に必要な情報・知識・技術を共有できるよう努める。

④ **事務担当者部会**…事務の効率化、法人本部機能の強化等について具体的にプランの作成及び実施を行い、法人および各事業所において円滑な事務処理ができるよう努める。

⑤ **給食担当者部会**…各施設の給食担当者により構成する。児童期における偏食改善や食育への取り組み、成人期における豊かな食環境の提供等法人全体で食事の提供に関する様々なニーズが高まっている。そのために必要な情報・知識・技術を共有できるよう努める。

(6) **委員会**…当法人本来の中核事業である社会啓発活動を推進すると共に、職員の資質向上をはかる。

①療育活動委員会

《ボランティア部会》

ボランティアの育成と協働を目的とし、次の各事業を企画運営する。

ボランティアスクール・たびだちを祝う会・なないろコンサート・その他ボランティア関係団体との連携、連絡調整を行う。

《療育研究部会》

法人の研究活動(調査研究・実践研究・学齢児支援など)の企画運営。実践、事例発表。

法人内実習担当者連絡会議、小学生合宿・中学生合宿の開催、学童母親グループ主催宿泊訓練の

支援（年 10～15 回）、実践報告集の編集。

②事業活動委員会

《研修部会》

法人主催の対外研修（療育関係者の資質向上を図るフォーラム・ワークショップ・心身障害問題を考えるつどい）等の企画及び実施、法人職員研修の企画運営、法人内職員全体研修会（年 2 回）、初級職員研修（年 1 回）、4 年目研修（他施設体験実習）、自主研修（企画書提出によって随時）、インシデント研修（年 10 回／第 1 水曜）の開催。

《広報部会》

法人全体の情報の発信を行う。

ホームページ管理・運営（各事業所 HP）。「療育援助」（対外）の企画、編集発行。「ラポールあさみどり」（法人内）の編集発行。

5. 中期事業計画

①さわらび園

＜施設事業計画＞

- * 体制及び療育内容の充実を図りながら、30 年度までには各事業の運営を安定化させる。
- * 相談支援及び訪問支援などアウトリーチの支援（地域支援）の展開を進めていくと共に、各関係機関及び地域資源（保育園、児童発達支援事業所、学校等）とのネットワークを構築する。
- * 幼児期から学齢期に至るシームレスな支援体制の強化を図るため、学童療育及び放課後等デイサービスの内容を充実させ、保護者への相談、カウンセリングの継続とともに、高学年における本人への意思決定支援に取り組んでいく。
- * 母親の会及び父親の会との連携を深め、家族支援の更なる充実をはかっていく。

②わらび福祉園

＜施設事業計画＞

- * 利用者それぞれの障害特性や介護・医療に対しての、スタッフの知識・支援技術のスキルアップ。
- * 地域との結びつきを強化し、地域事情にあったサービスの開拓。
- * 防災対策の強化。
- * 日中活動利用者一人ひとりの状態にあった、活動の開拓。
- * 共同生活援助事業所の安定した 3 6 5 日営業に向けての地域連携活動として、支援者養成講座や交流会の主催。

＜施設整備計画＞

1) 施設整備

作業棟の屋根の葺き替え／送迎車の買い替え

2) グループホーム整備

スプリンクラーの整備（H29 年度中に完了）／第 1 ホームの改修

③べにしだの家

＜施設事業計画＞

- * 利用者の重度化、高齢化にかかわる研修と資格取得の推進
- * ホームの 365 日支援に向けた人員確保と体制づくり
- * 地域生活が叶っていない利用者への移行プランの再検討
- * 居住空間及び各作業室の環境の再整備に向けた検討
- * 医療機関、介護事業所、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進
- * 植物栽培装置「おあしすくん」の有効活用
- * 食事提供の在り方の検討

＜施設整備計画＞

1) 施設整備

全館トイレのバリアフリー化／入所リネン室の設置／本体内装の化粧直し／空調機清掃
屋内配管の点検／医務室の拡張

2) グループホーム整備

スプリンクラーの整備（H29 年度中に完了）／自動火災通報装置の連動（いなばじ、あらわい）

こがもホーム屋根外壁改修工事

④れいんぼうワークス

<施設事業計画>

- *事例検討、外部研修などを通して障害特性に応じた個別支援等の職員のスキルアップをはかる
- *医療機関、介護事業所、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進
- *ホームの365日支援に向けた人員確保と体制作り
- *農作業を軸に周辺地域との連携に努め、販路拡大も目指す。

<施設整備計画>

1) 施設整備

食堂の椅子の更新/空調設備・厨房器具(冷蔵庫・食洗機等)の更新/送迎車のリース移行
ミニキャブ(軽ワゴン車)の買い替え/エレベーターのロープ交換
クリーニング用水洗機の修理または取替え/LED電球への交換

2) グループホームの整備

スプリンクラーの整備(H29年度中に完了)
虹の家厨房器具(ガスコンロ)の更新/浄化槽ポンプ交換
虹の家、虹の家Ⅱの経年による室内外リフォーム

6. 平成29年度事業の概要

(1) 社会福祉事業

□社会福祉法第2条第2項に定める第一種社会福祉事業および類似事業

障害者支援施設「べにしだの家(施設入所支援定員30人)名古屋市中村区鴨付町」の経営

□社会福祉法第2条第3項に定める第二種社会福祉事業及び類似事業

ア. 障害児通所支援事業

「さわらび園(定員40人)名古屋市中村区新池町」の経営
(児童発達支援事業30人・放課後等デイサービス事業10人・保育所等訪問支援事業)

イ. 障害福祉サービス事業

①「わらび福祉園(定員48人)みよし市三好町」の経営
(就労移行支援事業6人・生活介護事業32人・就労継続支援B型事業10人)

②「べにしだの家(生活介護事業定員70人)名古屋市中村区鴨付町」の経営
主たる事業所(べにしだの家) 中村区鴨付町
従たる事業所(茶房遊・第3作業室) 中村区小鴨町(あらいわい作業室) 中村区荒輪井町
(あらくさ作業室) 千種区神田町

③「れいんぼうワークス(生活介護事業定員20人)愛西市西條町」の経営

ウ. 共同生活援助事業(グループホーム)17ヶ所(定員100人)を3事業所により経営。

①わらび共同生活援助事業所「わらび第1ホーム・わらび第2ホーム・わらび第3ホーム・笑の家・風の家Ⅰ・風の家Ⅱ」(みよし市、定員28人)

②べにしだ共同生活援助事業所「ながおさホーム・あらいわいの家・こがもホーム・ゆうゆう・いなばじホーム・あらくさの家・神田ホーム」(名古屋市中村区・千種区、定員42人)

③れいんぼう共同生活援助事業所「虹の家・虹の家Ⅱ・虹の家Ⅲ・虹の家Ⅳ・虹の家Ⅴ」(愛西市西條町、定員30人)

エ. 知的障害児・者短期入所事業(べにしだの家)の経営

オ. 居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業(ヘルパーステーション笑の家)

カ. 日中一時支援事業(べにしだの家・わらび福祉園・れいんぼうワークス)

キ. 移動支援事業(ヘルパーステーション笑の家)

ク. 相談支援事業(わらび福祉園・べにしだの家・さわらび園)

(2) 公益を目的とする事業

ア. 療育援助事業

既存の諸制度の網の目からもれた部分等で、援助を必要とする障害児(者)および家族・団体への援助を行い、家庭療育・地域療育の促進をはかる。

- ①療育相談(一般児童相談を含む、要予約)
- ②在宅心身障害児の家庭療育援助および各地療育グループの援助
- ③母親研修会(心身障害についての基礎学習、年10回)
- ④ワークショップ(心理カウンセリングの基本を知る)
- ⑤障がいのある方の生活を支える支援者養成講座(初級/9月・11月・12月)
- ⑥その他ボランティア派遣

イ. ボランティア育成事業

社会人の生涯学習の場として、生きがいを求め、人の役に立ちたいという人々のニーズに応え、社会活動参加への基礎的・専門的学習の機会を設け、実践活動への方向づけを行う。

- ① なないろコンサートの開催 11～12月 同朋大学 開催予定
- ② あさみどりボランティアサークル連絡協議会の開催 4月16日(日)
- ③ ボランティア・スクール 10月18日～11月25日 5講座
- ④ ボランティアグループの育成

ウ. 地域啓発事業

心身障害問題をはじめ、福祉活動に地域住民が直接参加し、また学ぶ機会を持つことにより、コミュニティ・ケアの担い手となる人々の輪が広がっていくよう働きかけていく。

- ①機関誌『療育援助』の発行(月1回)
- ②心身障害問題を考える集い 6月18日(日) ウィンクあいち
 テーマ: 障害福祉が照らす日本の未来
 講演: 「障害福祉施策の課題と展望 ～共生社会の実現に向けて考える～」
 講師: 小澤 温 氏 (筑波大学 人間系 教授)
 対談: 「今、若い人たちが描く福祉未来とは」
 小澤 温 氏
 後藤秀爾 氏 (社会福祉法人あさみどりの会理事長 愛知淑徳大学教授)
- ③フォーラムあさみどり 5月21日(日) 中日パレス
 テーマ: 「繋がる支援、広がる絆
 ～障害者と家族と支援者がともに歩いていくための道しるべ～」
 講師: 小林信篤 氏 (社会福祉法人 横浜やまびこの里 障害福祉事業部長)
 代表質問: 各父親の会代表質問
- ④さわらび祭(2月11日)
- ⑤各事業所の地域開放(随時)
- ⑥しんいけ子どもクラブ(年間10回)
- ⑦各事業所の地域事業
 れいんぼう祭(5月28日) しんいけ盆おどり(7月22日) べにしだ盆踊り(8月11日)
 わらび秋まつり(10月7日) さわらび運動会(10月8日) べにしだ祭(11月4日)
 あらくさパンバザー(年間10回)

エ. 野外活動事業

あさみどりの会の実践活動は、昭和36年の親と子のサマースクールから始まった。人間と自然とのふれあい、合宿による人間同志のふれあいを通して真の人間性の回復をはかる。

- ①あさみどりの会研修所「郡上山の家」の運営(4月山の家準備・10月山の家片付け)
- ②わらび福祉園山の家合宿(5月～6月/1泊2日/4回)
- ③べにしだ山の家合宿(オプション企画として実施/時期未定)
- ④れいんぼうワークス山の家合宿(6月～7月/2泊3日/4回)
- ⑤新池子どもクラブ・サマーキャンプ(7月27日～7月30日/3泊4日)
- ⑥療育グループ親子療育キャンプ(8月3日～6日/3泊4日)
- ⑦さわらび園親子療育キャンプ(8月17日～20日・8月24日～27日/3泊4日)
- ⑧学童合宿(7月15日～17日/小学生2泊3日 9月15日～18日/中学生3泊4日)

オ. 家族の支援活動

- ◎障害をもった子どもの生涯の幸せを願って、計画的に活動する保護者のグループを支援する。フォーラムあさみどりの前に行われる、後援会役員会や連絡会議で各グループの情報交換を行う。
- ◎成人事業所ごとに年2回「きょうだいの会」を開催する。定期的に会報を発行する。
- ◎保護者グループ名(平成29年4月現在)
 - 【父親のグループ】 あらくさの会・かわせみの会・虹の会・あしたばの会・フォルテクラブヤジオ・かたつむりの会・わらび自立生活を援助する会
べにしだの家自立をすすめる会
 - 【母親のグループ】 みどりの会、四季の会、わらの会、樹の会、すばるの会、もえぎの会、ウイングの会、あゆみの会、こもれびの会、あんずの会、東風の会、風の会、母親の会リズム、宙(そら)の会、こだまの会、JOY!!

(3) 職員研修

- ①**法人職員全体研修** 4月8日(土)・9月3日(日)
法人の理念及び運営方針等について全職員の共通認識を図り、講演、実践発表を含めた全体研修会を実施する。
- ②**法人が主催または後援する啓発事業参加**
「心身障害問題を考える集い」「フォーラムあさみどり」等は、職員研修の一環として位置づけ、職員の参加を勧める。
- ③**初級職員研修** 7月9日(日)
新規採用職員～3年目職員を対象。職員としての心構え、交流等を目的に行う。
- ④**4年目研修** 職歴4年目を対象。他施設体験実習。
- ⑤**インシデント** 年10回(8月・2月をのぞく)第1水曜日18:30～
各施設の中堅職員を中心に選抜し、豊田西病院の精神科医小野宏氏を講師として、ケースを提示しインシデントプロセス法について学習する。
- ⑥**自主研修** 常勤全職員を対象。基本は他施設実習。企画書の提出によって選出。
- ⑦**各施設における研修活動** 各施設の実情に合わせて、事例研究会・現場研修等を実施する。
- ⑧**外部研修への参加**
知的障害者福祉協会・愛知県社会福祉協議会・社会就労センター協議会などが主催する研究大会・研修会などへ職員を派遣する。
- ⑨**社会福祉士・介護福祉士等の資格取得の奨励**
職員が職務に関連する資格を取得することを奨励し支援する。

7. 法人役職員

理事会	理事長	後藤秀爾
	専務理事(業務執行理事)	島崎徹也(事務局長) 追分伸夫
評議員会	理事	椿 泰廣 畷村善照 島田修三
	監事	小林博義 菅沢 豊
法人職員	評議員	鵜飼信孝 青山達雄 浅井 勉 綱木みどり 森 弘典 坪内勝彦 野々山郁 手嶋雅史
	事務局員	葛原成美(次長) 池田陽子 坂野千代子 丹下 靖(法人共同生活援助事業統括主任)
	顧問税理士(嘱託)	村上正城

※顧問：島崎春樹 相談役：高濱 潔

法人本部	名古屋市千種区新池町1-18-2 TEL 052-782-2233 FAX 052-782-3513 E-mail asamidori@asamidori.jp
-------------	--

平成 29 年度各施設・事業所事業計画

1 平成 29 年度の重点目標

施 設	重 点 目 標
さわらび園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童発達支援事業については、定員の半分以上が新入園児となることもあり、児童と保護者の状況に応じた対応を考慮しながら新入園の親子の安定をはかる。また、ケース会議や園内研修を通じて、子どもの発達支援や療育現場における保護者への療育説明および相談スキルの向上をはかると共に、通園児童のリハビリ（PT、OT）等の情報交換など、療育センター等の関係機関との連携を充実させる。 2. 放課後等デイサービス事業については、小学 5 年生以上、中高生及び通常学級在籍児の活動について、土日及び長期休暇時（夏休み等）を活用し、特化したプログラムを行う。内容としては法人内成人施設や地域の資源を活用し、社会性を育み、余暇の充実を目的とする。また、外部講師（音楽療法、ダンス）を招き、普段の支援者とは異なる専門家の指導を受けることで、基礎を学ぶと共にコミュニケーション能力を向上させ、社会性を身につける。 3. 保育所等訪問支援事業については、療育 G での児童の状況把握に努めながら支援を行うと共に、地域の保育所幼稚園等の機関への周知を図り、新規の訪問先を開拓していく。 4. 障害児相談支援事業においては、児童の将来の進路（ライフステージ）を意識し、必要な時点での他事業所へケース移行を行っていきと共に、各関係機関等と連携しながら本人及び家族への支援を行う。
わらび福祉園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個別支援計画の目標達成に向け、権利擁護を意識し個々に寄り添った支援を実施する。 2. 本人中心の地域生活に向け、地域行事へ積極的に参加・地域と交流できる仕組みづくりをしていくなかで、施設関係者等のフォーマルな支援だけではなく、地域でのインフォーマルな支援の確保を目指す。 3. 10 人乗りの送迎車を導入することにより、利用者の年齢・障害等に応じた活動の充実を図る。 4. 就労移行支援事業・就労継続支援 B 型事業利用者が、自分に合った働き方を見つけ、継続できるような他の関連施設や企業との連携を強化する。 5. 共同生活援助事業所の 365 日営業に向けて支援者の確保に努める。 6. 相談支援事業・居宅介護事業が、地域福祉の拠点として多様なニーズに対応できるよう、各種機関との連携を強化する。 7. 各事業に関わる全支援者を対象に、障害特性・介護・医療に対する知識・技術等のスキルアップを目指した施設内研修の充実を図る。 8. ソフト導入による各事業連携の強化及び各会議時間・事務処理の軽減を徹底する。 利用者の安全はもちろん、重要データの保護等も含めた職員の防犯・防災意識の向上に向け、各所の点検を充実させる。
べにしだの家	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の権利擁護意識をさらに高め、個別支援計画の目標達成に向けて利用者一人ひとりに寄り添った支援を行う。 2. 植物栽培装置「おあしすくん」を活用した製品の開拓及び地域、関係機関との連携のあり方を検討し、具体化する。 3. 多様化する利用者の心身状況に鑑み、医療・介護にかかわる支援の充実と日中活動の総体的な見直しに向けて内部研修及び他事業所への派遣研修の充実を図る。 4. 共同生活援助事業所は、安定的な運営と 365 日支援体制の構築を念頭に置きつつ、本体施設と連携しながら支援者の確保及び支援スキルの向上に努める。 6. あらくさ作業室は利用者の適性に応じた日中活動の充実をめざす。 7. 相談支援事業は、地域福祉の拠点として関係機関と連携しつつ多様なニーズに対応する。 8. 保護者会、自立をすすめる会、きょうだい会、蒼の会との連携を維持し、共同体としての営みを具体的に展開していく中で互助機能の強化をはかる。
れいんぼう ワークス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者 1 人 1 人のニーズと権利擁護を意識した支援を個別支援計画に基づいて実施。 2. 生活介護事業は利用者にとってわかりやすく安心した活動となるよう、作業環境の整備と作業の構造化等創意工夫を推進する。 3. 生産活動だけではなく、創作、運動など日中活動の提供のあり方を利用者の発達や個性に合わせて再検討する。 4. 農作業においては作物の計画的生産及び販路拡大による増収を目指す。 5. スタッフの支援力向上、広い視野と知識習得のため、外部研修及び外部講師を招いての研修、事例検討会の実施。 6. 共同生活援助事業所は 28 年度末に行った部屋替え後の利用者の状況を見ながら、金曜泊まりの実施に向けて課題整理とさらなる支援者の確保に努める。

2 利用児・者の状況（平成29年4月1日見込み）

（1）年齢・性別ほか

○さわらび園

学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
通園児童	男			6	8	6	3	23	31
	女			1	2	1	4	8	
学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
りとるG	男		2	10				12	18
	女		1	4	1			6	
学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
ジョイフルG	男				9	6	10	25	34
	女				1	5	3	9	
計			3	21	21	18	20	83	83

■学童療育

学年	1	2	3	4	5	6	中1	中2	中3	小計	総計
男	8	8	3	10	4	3	5	5	5	51	74
女	6	4	3	3	1	3		1	2	23	
計	14	12	6	13	5	6	5	6	7	74	

○成人施設

年 齢		15～29	30～39	40～49	50～59	60才以上	計	総計
わらび福祉園	男	13	10	9	6	1	39	46
	女	3	1	3	0	0	7	
べにしだの家 (生活介護)	男	4	13	19	3	2	41	68
	女	2	13	8	2	2	27	
れいんぼう ワークス	男	7	9	1	0	0	17	23
	女	1	5	0	0	0	6	
計		33	56	33	10	5	137	137

べにしだの家 (施設入所支援)	男	2	4	7	1	1	15	25
	女	0	4	2	2	2	10	

○グループホーム

■わらび共同生活援助事業所

	年齢層					性別		障害支援区分					障害基礎年金	
	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	男	女	2	3	4	5	6	1級	2級
第1ホーム	0	0	1	1	1	3	0	0	0	1	2	0	0	3
第2ホーム	0	2	2	1	0	5	0	0	0	0	2	3	4	1
第3ホーム	0	1	0	2	0	3	0	0	0	2	0	1	0	3
笑の家	0	2	4	0	0	3	3	0	0	0	0	6	5	1
風の家Ⅰ	0	2	2	1	0	5	0	0	0	1	1	3	3	2
風の家Ⅱ	0	2	1	2	0	5	0	0	1	0	3	1	2	3
計	0	9	10	7	1	24	3	0	1	4	8	14	14	13

■べにしだ共同生活援助事業所

	年 齢 層					性別		障害支援区分					障害基礎年金	
	～29	30～39	40～49	50～59	60～	男	女	2	3	4	5	6	1級	2級
ながおさホーム	0	2	4	0	1	7	0	0	0	3	2	2	2	5
こがもホーム	0	1	2	1	0	3	1	0	2	0	2	0	0	4
あらわいの家	0	0	6	1	0	7	0	0	0	0	3	4	7	0
ゆうゆう	0	3	1	0	0	2	2	0	0	1	1	2	3	1
いなばじ	0	3	3	0	0	1	5	0	0	0	0	6	4	1
あらくさの家	0	4	0	0	0	1	3	1	0	1	1	2	1	3
神田ホーム	2	4	0	0	0	3	3	0	0	6	0	0	1	4
計	2	17	16	2	1	24	14	1	2	11	9	16	18	18

■れいんぼう共同生活援助事業所

	年齢層			性別		障害支援区分					障害基礎年金	
	20～29	30～39	40～49	男	女	2	3	4	5	6	1級	2級
虹の家	2	4	0	4	2	1	2	3	0	0	2	4
虹の家Ⅱ	2	2	0	4	0	0	0	0	2	2	4	0
虹の家Ⅲ	3	3	0	0	6	1	1	1	2	1	4	2
虹の家Ⅳ	2	5	0	6	0	0	0	2	4	1	6	1
虹の家Ⅴ	3	2	1	6	0	0	0	2	3	1	4	2
計	12	16	1	21	8	2	3	9	9	6	20	9

(2) 主な障害

○さわらび園

(注) ASD=自閉スペクトラム症

学年齢		自閉症・知的障害	ASD	知的障害	ダウン症	ADHD	境界域	その他	不明(未診断)	総計
通園児童	男	14	2	3	4					31
	女	4	2	2						
りとりG	男	1				1		1	9	18
	女								6	
ジョイフルG	男	2	13	1		3			6	34
	女		3			2	1	1	2	
学童療育	男	27	18	2	1	1			1	74
	女	7	8	4	2			2	1	
計		55	46	12	7	7	1	4	25	157

○成人施設

(注) てんかんには(投薬者を含む)

障害別	自閉症	てんかん	ダウン症	小頭症	脳性マヒ	レノックス症候群
わらび福祉園	19	10	7	0	1	0
べにしだの家	31	26	10	4	3	3
れいんぼうワークス	14	6	3	0	1	0
計	64	42	20	4	5	3
障害別	全盲	糖尿病	知的障害	その他障害	身障手帳所持	精障手帳所持
わらび福祉園	1	1	15	5	7	0
べにしだの家	2	2	22	5	15	0
れいんぼうワークス	0	0	23	2	6	0
計	3	3	60	12	28	0

(3) 成人施設障害支援区分

地域別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明
わらび福祉園	0	0	5	15	11	15	0
べにしだの家	0	0	2	18	18	30	0
れいぼうワークス	0	0	0	7	11	5	0
計	0	0	7	42	38	50	0

(4) 通園区域別

○さわらび園

地域別	千種区	名東区	守山区	東区	北区	天白区	中区	昭和区
通園児童	15	14		1				
りとるG	6	9						
ジョイフルG	10	20	1					
学童療育	30	30	5		1	1	1	1
計	61	73	6	1	1	1	1	1

地域別	瑞穂区	中村区	計	総計
通園児童			30	150
りとるG	2	1	18	
ジョイフルG	1		32	
学童療育		1	70	
計	3	2	150	

地域別	日進市	長久手市	一宮市	知立市	春日井市	県外	総計
通園児童						1	1
りとるG							0
ジョイフルG		1			1		2
学童療育	1	1	1	1			4
計	1	2	1	1	1	1	7

○成人施設

地域別	名古屋市	みよし市	日進市	豊田市	知立市	東郷町	安城市	刈谷市
わらび福祉園	21	11	5	2	2	2	1	1
べにしだの家	62	0	0	0	0	0	0	0
れいぼうワークス	0	0	0	0	0	0	0	0
計	83	11	5	2	2	2	1	1
地域別	長久手市	あま市	岡崎市	可児市	高山市	愛西市	津島市	弥富市
わらび福祉園	1	0	0	0	0	0	0	0
べにしだの家	0	3	1	1	1	0	0	0
れいぼうワークス	0	2	0	0	0	3	3	4
計	1	5	1	1	1	3	3	4
地域別	清須市	稲沢市	海部郡	桑名市				計
わらび福祉園	0	0	0	0				46
べにしだの家	0	0	0	0				68
れいぼうワークス	4	1	5	1				23
計	4	1	5	1				137

平成 29 年度各施設・事業所事業計画（詳細）

さわらび園 <児童発達支援センター>

名古屋市千種区新池町 1 丁目 18 番地の 2 TEL:052-782-2777・FAX:052-782-3513

【療育の基本方針】

- 1) 障害児療育の基本は人間教育であって、決して特別ではないという原理を基調とする。
- 2) 障害の早期発見、早期療育を推進していくことを原則とし、障害児の療育を中心とする。
- 3) 障害児の全面的な発達には指導スタッフと保護者の緊密なチームワークによって促進されることを重視し、保護者の学習の機会を十分に持ち、家庭養育への支援を基盤にした母子療育支援を行う。
- 4) 子どもの真の発達保障と幸福を考えるとときに、あらゆる機関、団体はもとより、地域やボランティアなどの様々な社会資源との結びつきを深める活動を推進する。
- 5) 障害をはじめ、福祉に対する社会の認識を深めるため、各事業活動を通じてボランティアの受け入れを促進し、社会に対する啓発的役割を果たす。
- 6) 職員、ボランティアの資質の向上を図る。

I 障害児通所支援事業

- 定員 40名（児童発達支援 30名・放課後等デイサービス 10名・保育所等訪問支援）
- 職員数 正規職員 15名・有期契約職員 3名
- 施設の概要 鉄筋 3 階建て 延べ床面積 782.11 m²
- 開設認可年月日 昭和 47 年 12 月 1 日

1 児童発達支援

(1)療育計画

- 1)指導目的
 - ◎子どもの発見と課題付け（個人の可能性）
 - ◎よりよい母子関係の確立（家族関係）
 - ◎集団参加へのアプローチ（社会性）

- 2)療育内容 母子療育を基本とし、個々の子どもの発達促進及び家族調整を図る中で、障害児とその家族が地域社会の中で心豊かに生活を営んでいくための支援を行っていく。

①子どもの療育

日々の療育：集団個人プレイ（プレイセラピー）／課題設定／生活習慣の確立（食事・着脱・排泄等の援助指導）
適応性の拡大

発達検査：発達検査（年 1 回全員実施・予約により随時）

宿泊プログラム：宿泊療育（1泊2日／春・秋）／親子療育キャンプ（3泊4日／夏季）

園外療育：遠足（年 2 回）／歩行訓練（随時）／交流保育

行事プログラム：あさみどり運動会／学習発表会等

②保護者の学習

母親：母親グループカウンセリング（週 2 回・年 70 回）／母親研修会（年 10 回）
その他の研修（宿泊療育・親子療育キャンプ）／歯科検診及び相談（月 1 回）
発達相談（園長、副園長、心理判定員による・園児全員）／その他の個別相談（随時）

父親：父親参観日（専門講師及び先輩の父親による講演・年 2 回）／年末懇親会（年 1 回）

フォーラムあさみどり（年 1 回）／その他の研修・個別相談（随時）

③社会とのかかわり

療育ボランティアの導入（日々の療育・宿泊療育・親子療育キャンプ等）／実習生の受入れ（随時）／地域啓発（盆踊り・さわらび祭・新池子どもクラブ）／ボランティアの見学及び相談（随時）

施設開放（町内会会合・町内会まつり・ヴァイオリン教室・ボランティアグループ会合・出発を祝う会・ボランティアスクール・療育セミナー等）

(2)クラス編成

○クラス編成は子どもの状況に応じて臨機に定める。内容は次のとおりとする。

- Aクラス…ぞうグループ/きりんグループ Bクラス…パンダグループ/コアラグループ
 ○2, 3, 4, 5 歳児：週 5 日（母子療育 2 日・カウンセリング 1 日・単独療育 2 日/新入園児は一定期間週 3 日）
 ○職員配置はグループ編成に応じて各期ごとに定め、子どもの状況に合わせて流動的とする。

(3)療育グループ

1)乳幼児療育グループ

在宅及び幼稚園、保育園に通う障害児を対象に、早期（0 歳より受入れ）における母子療育を行う。また、児童発達支援センターでの専門的な療育及び統合保育への方向づけを意図していく。療育の目的及び内容については、園児のプログラムに準ずるものとする。

①グループ編成

りとりぐるうぶ

- 在宅の乳幼児を対象にした母子通園の療育グループを週 1 回水曜日に実施する。
- 療育は次の小グループによって行う。りす・こじか・うさぎ=午前グループ（10:00～11:45/給食実施日 13:00 まで）
- グループ編成は子どもの発達状況によって臨機に定める。
- 職員配置はグループ編成に応じて定め、子どもの状況によって流動的なものとする。
- 月 1 回の給食を実施し、食生活の確認、改善を図っていく。

親子教室ジョイフル

- 保育園・幼稚園に通っている乳幼児を対象にした母子通園の療育グループを毎週水曜日午後実施する。
- 療育は次の小グループによって行う。くじら・いるか・ペンギン・あしか（各隔週 14:30～16:00）
- グループ編成・職員配置の方法はりとり G と同様。

②保護者の学習

- 母親：母親グループカウンセリング（月 1 回）/母親研修会（年 10 回）
親子療育キャンプ（年 1 回）/個別相談/発達相談（随時）/発達検査（予約）
- 父親：フォーラムあさみどり（年 1 回）/年末懇親会（年 1 回）
その他の研修（親子療育キャンプ・各父親の会主催の講演会等）

2)学童療育グループ

就学後におけるアフターケアの一環として実施する。家族が障害児と共に社会と深くつながりながら生きていくために、相互の学び合いの中で常に原点に戻って心を培い、親子共々に豊かな社会性を身につけていくよう援助していく。（対象児童はさわらび園を卒園した小学 1 年から中学 3 年の児童）

①指導目的

- 発達確認と個別的な課題提示（適応性の強化） ○よりよい母子関係の定着（家族関係）
- 他者関係の拡大（社会性） ○児童及び親の自律（将来展望の明確化）

②療育内容

- 社会適応訓練を基本とした年間プログラム（買い物実習・各種作業実習等）
- さわらび園及び法人主催の行事に参加

③グループ編成

- 年 1 期制とし、年毎の編成を基本とする。療育は次のグループによって行う。
ビビッド（小学 1 年～小学 3 年）・ラルゴ（小学 4 年～小学 6 年）・サンライズ（中学生）・ワンダー（普通学級）
- 療育日数：各月 1 回（土曜日）療育時間：14 時～16 時
- 職員配置は年間を通した配置とし、子どもの状況によって流動的なものとする。

④保護者の学習

- 母親：母親グループカウンセリング（月 1 回）
母親研修会（年 10 回）/親子療育キャンプ（年 1 回・乳幼児 G と合同）
個別相談・発達相談（随時）/発達検査（予約）/宿泊訓練（各母親の会主催合宿）
小学生合宿（2 泊 3 日）中学生合宿（3 泊 4 日）のフィードバック
- 父親：フォーラムあさみどり（年 1 回）/その他の研修（キャンプ・あさみどり主催の講演会等）
各父親の会の活動（随時）

(4)送迎支援（対象：児童発達支援事業の園児・対象地区：名古屋市・時間：9:00～9:30 14:30～15:00）

母親の体調不良等の諸事情により通園が不可能であり、家族の協力（送り迎え）も困難な場合は、家族の申し出と園長の決裁により送迎支援を行う。

2 放課後等デイサービス

地域の障害学齢児（小学・中学・高等部）を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、

生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

- (1) 対象児童 小学1年から高等部3年までの学齢期の障害児 (2) 利用定員 10名
- (3) 営業日と時間 月曜日～土曜日 15:00～18:00
(但し土日及び夏休み等の長期休み時は9:00～17:00)
- (4) 支援内容 社会適応能力の向上を目的にした社会体験学習と対人関係学習／余暇活動の広がりをもとにした創作活動や表現活動／個々の児童の発達状況に応じた生活及び学習支援／その他、利用児童及びその保護者のニーズに応じた支援
- (5) 職員配置 児童発達支援管理責任者1名(兼務)／指導員2名(兼務)

3 保育所等訪問支援

保育所等(保育園、幼稚園、学校、他の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等)を利用する障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。まずは、卒退園児のアフターケア及び親子教室ジョイフルの利用児童への支援を中心に据え、今後数年事業実績を重ねる中で地域の他施設、団体との連携及び支援ネットワークを広げていく。

- (1) 対象児童 保育園、幼稚園、学校、他の児童発達支援事業所を利用する障害児
- (2) 営業日と時間 月曜日～土曜日 9:00～16:00
- (3) 支援内容 保育所等の集団生活における適応能力の向上を図る／保育所等の職員に対する利用児童のケースカンファレンス／保育所等の事業所との連携の強化と支援ネットワークの構築／その他、利用児童及びその保護者のニーズに応じた支援
- (4) 職員配置 児童発達支援管理責任者1名(兼務)／訪問支援員2名(兼務)

4 療育時間

<児童発達支援事業日課>

	9:30	12:00	13:00	14:30	15:30	18:00
月 火 水 木 金 土	母子療育				放課後等 デイサービス	
	単独療育(母親グループカウンセリング)					
	りとるG				ジョイフルG(14:30～16:00)	
	単独療育(母親グループカウンセリング)					
	母子療育					
	単独療育				学童療育 14:00～16:00	

9:30	登園
9:45	体操
10:00	リズム あつまり プレイ (課題)
12:00	昼食
13:00	歩行訓練等
14:00	おやつ
14:30	降園

* 保育所等訪問支援：9:00～16:00

5 グループホーム支援

「グループホームあらくさの家」の支援を行う。

II 障害児相談支援事業

障害児とその家族の子育て期を支え、障害児の生活習慣等の自立に向けた課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を実施する。

- (1) 対象児童 障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用する全ての障害児
- (2) 営業日と時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- (3) 支援内容 基本相談／障害児支援利用援助／サービス利用支援／継続障害児支援利用援助
継続サービス利用支援／その他、利用児童及び保護者のニーズに応じた支援
- (4) 職員数 正規職員3名(兼務2名含む)
<配置内訳：管理者1名(兼務)・相談支援専門員2名(内1名兼務)>

わらび福祉園

多機能型事業所わらび福祉園・わらび共同生活援助事業所・指定相談支援事業所
 みよし市三好町西荒田28・29番地 TEL0561-34-5975 FAX0561-34-5976
 生活介護事業 出張所 わら工房
 みよし市三好町西荒田36番地10
 ヘルパーステーション笑の家
 みよし市三好町西荒田29番地6 TEL0561-33-5633 FAX0561-33-5633

1 事業運営の基本方針

わらび福祉園は、知的障害のある人たちが生涯にわたって、さまざまな人に支援されながら、一人ひとりに適した“しごと”を持ち、“生活する力”をつけて、その人らしい自立した生活を送り幸せな人生を全うできるよう方向づけていく拠点として運営する。

2 多機能型事業（就労移行支援・生活介護・就労継続支援B型）

- 利用定員 48名（内訳：就労移行支援事業6名、生活介護事業32名、就労継続支援B型事業10名）
日中一時支援 5名
- 職員数 正規職員9名 有期契約職員
- 施設の規模 敷地面積 1,614㎡（みよし市から借用）
建物 鉄筋コンクリート平屋建て述べ床面積 558.48㎡
- 施設開設年月日 昭和57年4月1日（新体系移行：平成20年4月1日）
- 利用者の状況（別掲）

（1）生産活動

①作業種目・従業員数・売上目標等

作業内容	協力企業	売上目標
【第1作業室】 金属加工・・・単能盤等を使用し、クランクワッシャ一面取り加工作業他を行う。 軽作業・・・車両部品並べ等	村上製作所 ウエルギコウ 塚本製作所	800万円
【第2作業室】 手作業で自動車部品等の組付作業を行う。 （トランク・オープナー等の部品組み付け他）	三好化工 中部理化 アイアールティ	200万円
【わら工房】 健康維持増進・散歩、ストレッチ等 音楽活動・・・音楽療法等 紙漉き・・・名刺、賞状等制作	とよた音楽療法の会	3万円
【第3作業室】 焼き菓子の自主生産を行う。	あさみどりの会共同生活援助事業所等	3万円
計		1006万円

②就業日

年間を通して月平均22日とする。

③作業時間

8:45 9:00 9:15

12:00 13:00

16:30

来園	作業準備	作業	休憩	作業	昼食・休憩	作業	休憩	作業	着替え 帰宅
----	------	----	----	----	-------	----	----	----	-----------

※上記は平日の作業時間。土曜日に作業する場合は、昼食後着替えを行い 13:00 に帰宅する。

④ 工 賃

別に定める工賃配分要綱に基づき、年 3 回の工賃査定会議で各人の工賃を決めている。

工賃の支給日は毎月 25 日。工賃は日給×出勤日数。

賞与は工賃支給額を基準とし、出勤状況等を参照してボーナス査定会議で支給額を決めている。

賞与支給は 6 月・12 月。

(2) 創作等活動

- ① 健康維持増進・散歩、ストレッチ等 近隣他施設と連携し軽い運動。
- ② 音楽活動・・・ 外部から音楽療法士を招聘。
- ③ 紙漉き・・・ 牛乳パックをちぎったもので紙漉をし、名刺や賞状等の作成。

3 共同生活援助事業

利用者が地域で暮らしつづけることができるように、生活の知識と技術を身につけ、自己選択自己決定が可能となることを願い、通所施設と連携しながら運営する。利用者家族の高齢化等に伴い、週末等の営業体制を整える。また、利用者状況の変化に応じた支援が求められていくことから支援スキルのさらなる向上を図ると共に、必要な支援体制、環境整備について継続的に検討する。

■建物の規模

名 称	利用定員	建物構造等	床面積	事業開始年月
わらび第 1 ホーム	3 名	木造 2 階建て (改築)	277.04m ²	平成3年4月
わらび第 2 ホーム	5 名	同上 (新築)	150.70m ²	平成4年4月
わらび第 3 ホーム	4 名	同上 (中古住宅購入)	109.20m ²	平成8年4月
笑 の 家	6 名	同上 (新築)	264.18m ²	平成17年4月
風 の 家 I	5 名	同上 (新築)	243.48m ²	平成29年4月
風 の 家 II	5 名	同上 (新築)	222.30m ²	平成29年4月

■職員数 正規職員 4 名 有期契約職員 3 1 名

■入居者の状況別掲

4 居宅介護事業 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援)

わらび福祉園利用者及び、みよし市内在住の利用者への余暇支援および居宅サービスなどを提供している。利用者が年々増加し多様化している為、ヘルパーの人材確保及び支援スキルのさらなる向上を図る。

■対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等、障害児

■職員数 正規職員 1 名 有期契約職員 1 名 契約ヘルパー 2 6 名

5 相談支援事業

平成 20 年度から、みよし市の委託による相談支援事業を実施してきた。平成 23 年より専任の相談支援専門員を配置し、障がいのある方や家族からの相談に対応する。平成 24 年から計画相談が開始し障がい者 (児) の計画及び入院・入所中の方の地域移行支援を行う。

■職員数 正規職員 1 名

6 家族の活動

(1) 親学習会 (3 班に分けて実施) 年間 9 回 (1 回 1 班) 講師: 嘱託医・相談役

(2) 各種研修、見学、法人・施設主催行事への参加

(3) 父親懇談会 年 2 回開催 (6 月、12 月)

内容 作業見学、現状説明、家庭の状況 (父親の見解)、今後の方針、相互交流

(4) きょうだい会 ・第 33 回 (成人施設合同) ・わらびきょうだい会

(5) 自主活動 バザー班・フード班の 2 班に分かれた活動、自主グループ「ラポールの会」の活動

7 地域の活動

- (1) ボランティアの受入れ（障害者に対する地域社会の理解を深めるための担い手となっていた
ため積極的に受入れる。要請に応じてボランティア研修も行う）
- (2) 小学生・中学生・高校生の体験学習の受入れ
- (3) 専門学校生の実習の受け入れ
- (4) 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- (5) 見学者の受入れ（障害者に対する認識・障害者存在の意義、自立への援助体制等について、具
体的に認知してもらう機会として積極的に受入れる）
- (6) わらび秋まつりの開催（地域住民の人々が、わらび福祉園の活動に参加し、楽しみながら施設に
親しんでいただき、一層理解を深めていただく。）
- (7) 自立支援協議会との連携
- (8) 地域への施設開放
- (9) 地域行事への参加・交流

8 職員会議・職員研修（法人共通のものものをのぞく）

- (1) 全体会議・・・・・・（月 1 回） わらび福祉園スタッフ全員
- (2) 管理者系会議・・・・・・（月 1 回） 園長・主任・主事・サビ管・サビ提
- (3) 虐待防止委員会・・・・・・（月 1 回） 園長・主任・主事・サビ管・サビ提
- (4) 日中スタッフ会議・・・・・・（週 3 回） 園長・日中活動スタッフ
- (5) 日中ケース会議・・・・・・（週 1 回） 日中活動スタッフ
- (6) 作業室会議・・・・・・（週 1 回） 日中サビ管・各作業室スタッフ
- (7) 給食会議・・・・・・（月 1 回） 園長・日中スタッフ
- (8) ホームプロジェクト会議（月 1 回） 法人共同生活援助事業統括主任・園長・主任・ホームスタッフ
- (9) ホームスタッフ会議・（営業日） 園長・ホームスタッフ
- (10) ホームシフト等会議・（月 2 回） 園長・主任・ホームスタッフ
- (11) ホーム等ケース会議・（月 1 回） 小野ドクター・園長・ホーム居宅スタッフ・地域の同業者
- (12) 内部研修・・・・・・（随時）
- (13) 外部研修・・・・・・（随時）

9 健康管理・防災

- (1) 日常の健康管理（看護師による検温、血圧測定、体重測定、医療にかかわる情報提供を実施）
- (2) 歯科医による口腔指導（野々山歯科（東郷町林）の厚意により月 1 回ブラッシング指導を実施）
- (3) 緊急時の対応（嘱託医である宇田ファミリークリニックか協力医療機関であるみよし市民病院
に確認し対応。場合によっては家庭と連絡を取り、かかりつけの病院等への受診をお願いする。）
- (4) 避難訓練・消火訓練 春秋の 2 回、日中・ホームそれぞれで避難訓練・消火訓練を実施する。そ
のうち 1 回は防災フェアーとし、地域の方へ参加を呼びかける。火災だけでなく地震を想定した
避難訓練の方法を検討していく。
施設内の防災設備については、定期点検を業者に依頼する他、随時、器具等の自主点検を実施す
る。日常的に機械器具、備品、材料等の安全対策を怠らないように心がける。

10 行事（年間予定表別掲）

- (1) 山の家合宿（1 班 1 泊 2 日） 5 月 15 日～ 4 回
- (2) わらび秋まつり 10 月 7 日
- (3) 親子一泊旅行 9 月 22 日～ 3 回

べにしだの家

障害者支援施設べにしだの家・指定相談支援事業所べにしだの家

名古屋市中村区鴨付町2丁目46番地 TEL:052-413-6531・FAX:052-413-6533

生活介護従たる事業所 茶房游・第3作業室

名古屋市中村区小鴨町85番地2 TEL:052-413-6500

生活介護従たる事業所 あらわい作業室

名古屋市中村区荒輪井町1丁目37番地 TEL:052-412-0601

生活介護従たる事業所 あらくさ作業室

名古屋市中村区神田町14番5号 TEL・FAX:052-711-2180

べにしだ共同生活援助事業所

名古屋市中村区稲葉地町8丁目73番地 TEL・FAX:052-411-7160

1 運営の基本方針

べにしだの家は、社会の人々が心身に障害のある人とのかかわりを通して福祉の心を育み、障害のある人もそうでない人も、共に良い人生を送れる社会を創っていく拠点として運営します。

2 障害者支援施設

■利用定員 生活介護70名、施設入所支援30名、短期入所2名（空床利用型）、日中一時支援4名

■職員数 正規職員26名（内兼務1名）、有期契約職員23名（内ホームと兼務3名）

■施設の規模 敷地面積 1688.16㎡
建物 鉄筋コンクリート造銅板葺陸屋根4階建延床面積 1693.63㎡

(1) 生産活動

①作業種目・売上目標等

作業内容	協力企業・事業所	売上目標
【第1作業室】 クリーニング、自動車部品検査	二村化学、香取ドライクリーニング、さわらび園、わらび福祉園、三菱重工、あらくさ、サルバーレ、太陽交通、れいんぼう、一般顧客、ケイアイ加工	250万円
【第2作業室】ホースバンド	そうぎょう、サンフラー	78万円
【茶房游・第3作業室】 自動車部品組み付け	三好化工	41.5万円
【あらわい作業室】 箱折り、自動車部品組み付け	岩田紙器、そうぎょう、ケイアイ化工、T&M、カプセル入り玩具	40万円
【ゆう作業室】健康維持増進、音楽活動等	おあしすくん関係	5万円
【あらくさ作業室】 自動車部品組付、クリーニング取次 パン製造・販売、療育援助発送作業 さをり織り、ビル清掃、委託販売	三好化工、19-26ビル、さわらび園、新池保育園、いぶき保育園、希望ヶ丘保育園、かわさき保育園、千種区役所福祉課各パン注文、一般顧客、カプセル入り玩具	240万円
計		654.5万円

②就業日 年間を通して月平均22日とする。

③作業時間

来所	活動準備	9:15	12:00	13:00	16:00	帰宅
		AM活動 (適宜休憩)		昼食・休憩	PM活動 (適宜休憩)	

④工賃

別に定める工賃配分要綱に基づき、毎年3月に所長、サービス管理責任者、作業室担当者の協議により各人の工賃を決めている。「工賃査定表」の得点に応じて個別に日給金額を算出し、毎月1日から末日までの出勤日数に日額金額を乗じた金額を翌月最終金曜日に支給している。

(2) 創作等活動

- ①音楽活動…外部から音楽療法士を招聘し、ゆう作業室他希望者に提供（毎月第2、4火曜日）
- ②土曜活動…余暇的活動を主としたリフレッシュ、リラクゼーション活動（毎月第3土曜日）

3 共同生活援助事業

利用者が地域で暮らしてつづけることができるように、生活の知識と技術を身につけ、自己選択・自己決定が可能となることを願い、本体施設と連携しながら運営する。高齢化に伴う利用者状況の変化に応じた支援が求められていくことから支援スキルのさらなる向上を図ると共に、必要な支援体制、環境整備について継続的に検討する。入所支援利用者の地域移行に資するためにホームの生活体験を希望する者については生活実習を計画的に実施する。

■建物の規模

名 称	利用定員	建物構造等	床面積	事業開始年月
ながおさホーム	7名	鉄骨造3階建（中古住宅改修）	174.46㎡	平成10年 9月
こがもホーム	5名	RC3階建（2階部分・中古住宅改修）	216.97㎡	平成14年 4月
ゆうゆう	4名	木造2階建（2階部分・新築）	183.15㎡	平成18年 7月
あらいの家	7名	RC3階建（2、3階部分・中古住宅改修）	255.42㎡	平成20年 6月
いなばじホーム	7名	RC3階建（中古住宅改修）	301.87㎡	平成25年 4月
あらくさの家	6名	木造2階建（中古住宅改修・改築）	131.85㎡	平成16年 4月
神田ホーム	6名	RC3階建（3階部分・賃貸）	259.20㎡	平成17年 4月

■職員数 正規職員11名（内兼務1名） 有期契約職員27名（内本体と兼務3名）

■利用者の状況（別掲）

4 指定相談支援事業（特定相談支援・障害児相談支援）

地域における相談支援体制を確保するため、関係機関と連携しながら引き続き指定相談支援事業により地域福祉の多様なニーズに対応していく。

■職員数 正規職員2名

5 家族の活動

【べにしだの家】

- (1) 自立をすすめる会（父親の会）・第46回 6月17日（土）・第47回 11月18日（土）
- (2) 保護者会（母親全体会）月1回原則第4月曜日
- (3) きょうだい会 ・第33回（成人施設合同）5月13日（土）・べにしだきょうだい会 1月20日（土）
- (4) 母親学習会 A・B班 各班年4回
- (5) GH 家族懇談会 9月18日（月）
- (6) 母親懇親会 12月8日（金）
- (7) 特定非営利活動法人「蒼の会」との連携

【あらくさ作業室】

- (1) 保護者会（月1回）
- (2) パン作業手伝い
- (3) さをり織りの縫製（月1回）
- (4) 「あらくさの会」との連携

6 地域の活動

- (1) ボランティアの受け入れ（昼・夜間を問わず積極的に受け入れる）
- (2) 中学・高校生のボランティア、体験学習の受け入れ
- (3) 大学生の社会福祉士・介護福祉士・保育士の実習の受け入れ

- (4) 小・中・特別支援学校教諭の教職経験者社会体験研修（10年研修）の受け入れ
- (5) 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- (6) ホームヘルパー現任研修の受け入れ
- (7) 名古屋市新規採用職員研修の受け入れ
- (8) 名古屋市障害福祉サービス事業新規参入者研修事業受講者見学の受け入れ
- (9) グループホーム支援者養成講座の開催（年1回）
- (10) らいぶ遊（年6回）
- (11) 自立支援協会との連携
- (12) 医療連携会議の参加
- (13) 地域への施設機能の開放

7 職員会議・職員研修（法人共通のものを除く）

- (1) 本体スタッフ会議・・・・・・・・（月1回）本体施設スタッフ
- (2) ホームスタッフ会議・・・・・・・・（月1回）法人共同生活援助事業統括主任、ホームスタッフ
- (3) あらくさスタッフ会議・・・・・・・・（月1回）あらくさ作業室スタッフ
- (4) 運営会議・・・・・・・・（月1回）所長、副所長、各主任、各主事、医務（事務）
- (5) 虐待防止委員会・・・・・・・・（月1回）所長、副所長、各主任
- (6) 作業室会議・・・・・・・・（月1回）日中活動スタッフ
- (7) 生活棟会議・・・・・・・・（月1回）入所支援スタッフ
- (8) 生活棟チーム会議・・・・・・・・（随時）入所支援のチームごと実施
- (9) 本体パート会議・・・・・・・・（随時）作業室単位で実施
- (10) ホーム担当者会議・・・・・・・・（月1回）コーディネーター、世話人、パートスタッフ
- (11) 給食会議・・・・・・・・（月1回）給食委託業者、担当職員
- (12) 内部研修・・・・・・・・（年2回）
- (13) 外部研修・・・・・・・・（随時）
- (14) 他事業所派遣研修・・・・・・・・（随時）

8 健康管理・防災

- (1) 日常の健康管理（看護師による検温、血圧測定、体重測定、医療にかかわる情報提供を実施）
- (2) 嘱託医による健康相談（毎月1回）
- (3) 訪問歯科による口腔ケア指導及び治療（毎週1回）
- (4) 緊急時の対応（こう整形外科医院、大菅病院に協力医療機関として対応依頼）
- (5) 防災訓練（担当者主導で各種避難訓練、炊き出し訓練、防災設備の定期点検に合わせた非常通報機器や消火器の取扱い訓練等を計画的に行う。避難訓練は夜間時間帯を想定した少数の勤務者による内容を随時実施。）
- (6) AEDの取り扱い、てんかんの対応、感染症対策の講習（看護師主導で随時実施）
- (7) 喀痰吸引研修の受講

9 行事（年間予定表別掲）

【べにしだの家】

- (1) オブショナルツアー
※利用者の状態像の多様化と、より希望に応じた内容にするために、山の家合宿（1班2泊3日）、日帰り旅行、一泊旅行を2年度にわたって実施。時期未定。
- (2) べにしだ祭 11月4日（毎年第1土曜日に変更）

【あらくさ作業室】

- (1) レクリエーション活動 一泊旅行（9月7～8日、9月21～22日）
日帰り旅行（10月25日） いちご狩り（1月26日）
その他花見、カラオケ、ウォーキング等
- (2) パンバザー 月1回第3土曜日

れいんぼうワークス

生活介護事業所れいんぼうワークス

愛西市西條町相之江119番地1

TEL0567-33-2211・FAX0567-33-2212

れいんぼう共同生活援助事業所

愛西市西條町相之江102番地3

TEL0567-33-2214

1 事業運営の基本方針

れいんぼうワークスは、知的な障害のある人たちが、その人その人の“しごと”を持ち、“生活する力”をつけて、地域社会の一員としてその人らしい充実した人生を送るための地域生活の拠点として運営します。

2 生活介護事業

- 利用定員 生活介護20名 日中一時支援5名
- 職員数 正規職員8名 有期契約職員3名
- 施設の規模 敷地面積 745.95㎡
建物 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て述べ床面積 524.66㎡
- 施設開設年月日 平成14年4月1日（新体系移行：平成22年4月1日）
- 利用者の状況（別掲）

(1) 生産活動

利用者一人ひとりの個性を生かせるような作業種目につくことにより、働く喜びを感じ、周囲から認められることによって自分自身の存在を確かめ、作業意欲が向上していくように支援します。

①作業種目・売上げ目標等

作業室および作業種目	協力企業	売上目標
【第1作業室】 クリーニング	信濃工業(株)、中部三菱自動車(株)	90万円
【第2作業室/第3作業室】 箱折り、自動車部品組み付け ホースバンドの検査	(株)そうぎょう、吉田段ボール	100万円
【農作業】 野菜・花の栽培	加藤友也氏(愛西市東條町) 青木重孝氏(愛西市東條町)	50万円
計		240万円

②就業日 年間を通して月平均22日とする。

③作業時間

9:00	9:40	11:00	12:00	13:00	14:30	16:00	16:30			
来所	着替え	Am活動	茶休憩	Am活動	昼食・休憩	Pm活動①	茶休憩	Pm活動②	着替え	帰宅

④工賃

別に定める工賃配分要綱に基づき、毎年3月に施設長、サービス管理責任者、作業室担当者の協議により各人の工賃を決めている。毎月1日から月末日までの出勤日数に日額金額を乗じた金額を翌月25日に支給している。

(2) 創作活動

年間を通して、絵画等の制作及び音楽活動等の創作スペースを企画提供することにより、利用者の自己表現や個々の個性を引き出し、豊かな生活環境を保障していく。

- ・土曜活動・・・余暇的活動を主としたリフレッシュ、リラクゼーション活動

3 共同生活援助事業

利用者が、親亡きあとも地域で安心して暮らせるように利用者それぞれの自立した生活をめざし、自己選択・自己決定を行える生活が送れることを願い、通所施設を拠点としたグループホームを運営する。本人の自主性を尊重すると共に他人との共同生活を営むことによる自由の制約との調和を図るため、スタッフによる支援活動が重視されることになる。そのため、支援スタッフ相互の連携を深めることと、バックアップ施設との連携、ボランティアの連携に努めることとする。

■建物の規模

名 称	利用定員	建物構造等	敷地面積	床面積	事業開始年月
虹 の 家	6名	木造2階建て	248.50㎡	196.34㎡	平成17年4月
虹 の 家 II	4名	木造平屋建て	346.75㎡	154.73㎡	平成20年4月
虹 の 家 III	6名	木造2階建て	953.03㎡	199.80㎡	平成23年4月
虹 の 家 IV	7名	木造2階建て（2階）	同上の2階	169.40㎡	平成23年4月
虹 の 家 V	6名	木造平屋建て	同上の敷地内	183.7㎡	平成26年7月

■職員数 正規職員6名 有期契約職員11名

■利用者の状況（別掲）

4 家族との連携

本人の意思を尊重しつつ、また家族の利用者への思いを聞いていながら、施設側と一緒に利用者および家族の将来についてともに考え取り組んでいけるように施設活動に参加していただき、密接な関係を築いていきます。

- (1) 自立の会（6月、1月）
- (2) 保護者会 月1回
- (3) 母親学習会 年2回
- (4) きょうだい会 ・第33回（成人施設合同）5月13日（土）・れいんぼうきょうだい会（11月）
- (5) GH懇談会 年1回

5 地域の活動

- (1) 実習生の受け入れ 主に学齢期における就労前教育の一環として、保護者教育とあわせて行う。
対象＝小学校5年生以上、期間＝5日間、時期＝夏休み及び卒業時の春休み
- (2) 中学生の福祉体験学習の受け入れ
- (3) 教員免許特例法による介護等体験実習の受け入れ
- (4) 大学生の社会福祉士実習の受け入れ
- (5) 見学者の受け入れ
障害者に対する認識・障害者存在の意義、自立への援助体制等について、具体的に認知してもらう機会として積極的に受け入れる。
- (6) 海部津島地域福祉作業所連絡協議会への参加
海部津島地域の福祉作業所と交流会・研修会などを通して、親睦と情報交換を図る。
- (7) ボランティアの受け入れ
障害者に対する地域社会の理解を深める担い手となっていただくため積極的に受け入れる。
- (8) ガイドヘルパー実習の受け入れ
海部津島地域で開催されているガイドヘルパー養成講座の実習生を積極的に受け入れる。
- (9) れいんぼう祭の開催（5月28日開催）
地域住民の人々が、れいんぼうワークスの活動に参加し、楽しみながら施設や障害者に親しんでいただき、いっそう理解を深めていただく。
- (10) 地域への施設の開放
- (11) 地域行事への参加・交流
- (12) 自立支援協議会との連携。
- (13) グループホーム支援者養成講座の開催（年1回）

6 職員会議・職員研修（法人共通の物を除く）

- (1) 職員合同会議・ケース会議・・・ホーム勤務者を除く全職員、毎月1～2回
- (2) ホームスタッフ会議・・・所長、法人共同生活援助事業統括主任、ホーム担当職員、毎月1回

- (3) 職員連絡会議・ケース検討・・・勤務者を除く全職員 毎日
- (4) チーフ会議・・・所長・主任・各主事・サービス管理責任者、年3～4回
- (5) 内部研修・・・医療・介護・障害特性などの知識、技術の取得（随時）
- (6) 外部研修・・・支援技術向上のため、知的障害者福祉協会等の主催する研修会、研究大会に参加（随時）

7 健康管理・防災

- (1) 日常の健康管理（検温・体重測定・血圧測定）
- (2) 健康診断（年1回）
- (3) 緊急時の対応（加賀医院に協力医療機関として対応依頼）
- (4) 防災訓練（担当者主導で各種避難訓練、非常通報機器や消火器の取り扱い訓練等を計画的に行う。夜間の時間帯を想定した内容での避難訓練も随時実施。）
- (5) 感染症の対策、てんかんの対応（随時実施）

8 行事（年間予定表別掲）

- (1) 山の家合宿（2泊3日／3班） 6月28日～3週にわたって
- (2) 一泊旅行 10月13～14日

平成29年度 あさみどり共同生活援助事業所 事業計画

法人全体として、「障がいのある方たち（入居者）が安心して自分の（大人としての）生活をする」ことを支援するために、「分かりやすさ」「安心」「自立に向けた個別」「安定した支援・運営」をキーワードに各事業所の特色は最大限生かしながら運営する。

（１） 分かりやすい運営・しくみ

- ①担当者会議にて情報共有、問題検討（原則毎月第3水曜日開催 年間計画による）
- ②職員の働き方検討（夜勤、宿直、役割分担）
長時間（滞在）勤務は平成30年度を目途に体制整備を図る。
- ③管理者、主任等のホーム巡回
- ④世話人新人研修の実施（5月13日）

（２） 本人本位な（個別）支援

- ①個別支援計画（モニタリング）を期限までに作成、実施、提出
- ②管理者（主任、主任格、サビ管）が把握
- ③計画に基づく支援の具現化（年間計画策定）

（３） 365日開所にむけての対応と体制

- ①体制整備推進（職員体制、勤務体制、緊急対応、環境整備）
- ②有期契約（常勤）職員等の確保（支援者養成講座の実施等）
- ③啓発、周知、職員スキルアップ並びに資格取得（支援者養成講座の実施、サービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修及び吸痰吸引等研修等への参加）
- ④医療、余暇、週末の過ごし方を中心とした入居者基本情報の把握
- ⑤週末利用体験の推進（週末帰省者）
- ⑥今後の後見制度等本人の生活（要望、希望、予定）の聞き取り（今後、毎年）
当面は各事業所、前年度配布された「親心の記録」を活用。

（４） その他

- ①制度把握・活用のための的確な情報収集
- ②会議を適切有効に実施する（事前に議題や資料を提出・周知等）
- ③修繕計画を立てるための建物状況調査及び修繕計画の立案
- ④上記計画に基づいた修繕・スプリンクラー設置等を実施
- ⑤養成講座の実施（わらび12/2、べにしだ9/2、れいんぼう12/2 予定）
- ⑥グループホーム学会研修会（7/22～23 仙台）への参加と他法人視察研修（7/24 予定）
- ⑦支援者養成講座の取り組みのまとめと発表（前年度まとめたものを福祉協会紀要）
- ⑧家賃等費用の検討と見直し（平成30年度実施予定）